



字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更及び廃止する旨、告示する。この処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年3月2日

沼田市長 星 野 已喜雄



- 1 変更理由 県営赤城西麓土地改良事業第1換地区の施行に伴い、地区内の土地の区画及び形状を改めた結果、字の区域を変更及び廃止する必要性が生じたため。

2 変更内容

大字	字	地番
多那	大島もろ	1125の6、1125の7、1126、1127、1134、1135の1、1135の2、1136の甲、1137、1138、1139の2、1140の3、1142から1144まで、1145の2、1145の3、1146から1158まで、1159の1、1159の2、1160から1169まで、1170の1、1170の2、1171から1184まで、1185の1、1185の2、1186から1188まで、1189の1、1189の2、1190から1208まで、1209の1、1209の2、1210、1211、1212の1、1212の2、1213、1214の1から1214の3まで、1215から1227まで、1228の1、1228の2、1229から1236まで、1237の1、1237の2、1238から1243まで、1244の1、1244の2、1245から1250まで、1251の1、1251の2、1252から1257まで、1258の2、1258の3、1259、1260、1261の2、1261の3、1262の2、1262の3、1263から1267まで、1269から1271まで

万騎もど	1273の1、1273の2、1274の1、乙1274、1275、1276の1、1276の2、1277から1279まで、1280の1、乙1280、1281の甲、乙1281、1282から1284まで、1289から1296まで、1297の甲、1297の2、1298の1、1299の1、1300、1301の1、1301の2、1302、1303、甲1304の1、甲1304の2、乙1304、丙1304、1305から1310まで、1311の甲、乙1311、1312から1314まで
追 分	1315の1、1315の2、1316から1326まで、1327の1、1328、甲1329の1、甲1329の2、1329の3、1330から1341まで、1342の1、1342の2、1343の1、1343の2、1344から1351まで、1352の1、1352の2、1353、1354、1355の甲、乙1355、1356から1365まで、1366の1、乙1366、1366の2から1366の5まで、1367
ヨ、モキ	1368から1370まで、1371の1、1371の2、丙1371の2、1371の3、1371の5、1371の6、1372から1377まで、1378の1から1378の6まで、1379、甲1380の1、甲1380の2、1380の3、甲1380の4、乙1380、丁1380、戊1380、己1380、1380の5から1380の7まで、1380の9、1380の13から1380の16まで、甲1381、1381の2、1382、1383の1、1383の2、1384から1388まで、1389の1から1389の4まで、1390、1391の甲、乙1391、1392の1、1392の2、1393から1396まで、1397の甲、乙1397、1398、1399の2、1399の乙2、1399の3、1399の4、1399の乙4、1399の5、1399の6、1399の乙6、1399の7、1399の8、1399の乙8、1399の9、1399の乙9、1399の10、1399の乙10、1399の11、1399の乙11、1399の12、1399の乙12、1399の13、1399の14、1399の乙14、1399の15、1399の乙15、1399の16、1399の乙16、1399の17、1399の乙17、1399の18、1399の19、1399の乙19、1399の20、1399の21、1399の乙21、1399の22、1399の乙22、1399の23、1399の24、1399の乙24、1399の25、1399の乙

25、1399の26から1399の35まで、1399の37から1399の42まで、1399の44から1399の109まで、1399の113、1399の115、1399の121、1399の126、1399の128、1399の131、1399の134、1399の142から1399の146まで、1399の148、1399の155、1399の156、1399の159から1399の196まで、1399の198から1399の201まで、1399の203から1399の223まで、1399の226、1399の227、1399の235、1399の238から1399の242まで、1399の245から1399の248まで、1399の250、1399の251、1399の259から1399の261まで、1399の266から1399の286まで、1399の289、1399の292から1399の294まで、1399の300、1399の301、1400、1401の1、乙1401、1402、1403、1404の1、1404の2、1405の1から1405の4まで、1406から1411まで、1412の1から1412の3まで、1413の甲、乙1413、1414から1419まで、1420の1から1420の5まで

石戸もど

1421の1、1421の2、1422、1423、1424の1、1424の2、1425の1から1425の3まで、1426の1から1426の3まで、1427から1429まで、1430の1から1430の3まで、1431、1432、1433の1、1433の2、1434から1438まで、1439の甲、乙1439、1440、1441、1442の1から1442の3まで、1443の1、1443の2、1444の1、1444の2、1445、1446の1、1446の2、1447から1449まで、1450の甲、1450の2、1451の甲、乙1451、1452の1、1452の2、1453から1456まで、1457の1、1457の2、1458から1461まで、1462の1、1462の2、1463から1467まで、1468の1、1468の2、1469から1474まで、1475の1、1475の2、1476、1477の1、1477の2、1478の1、1478の2、1479、1480、1481の1、1481の2、1482の1、1482の2、1483の1から1483の4まで、1484の1、1484の2、1485の1、1485の2、1486の1、1486の2、1487、1488、1489の1から1489の3まで、1490から1492まで、1493の

	1から1493の4まで、1494から1497まで、1498の1、1498の2、1499、1500の1、1500の2、1501の1、1501の2、1502、1503の甲、1503の2、1503の3、1504の1、1504の2、1505から1508まで、1509の2、1510の2、1511の2、1512の2、1513の2、1514の2、1515から1523まで、1524の1、1524の2、1525の1から1525の3まで、1526、1527、1528の1、1528の2、1529の1から1529の3まで、1530、1531の1、1531の2、1532の1、1532の2、1533から1535まで、1536の2、1537から1542まで、1543の1、1543の2、1544から1547まで、1548の1、1548の2、1549、1550、1551の1、1551の2、1552
中 道	1553、1554の1、1554の2、1555、1556、1557の1、1557の2、1558から1560まで、1561の1から1561の10まで、1562から1564まで、1565の1、1565の2、1566から1571まで、1572の1、1572の2、1573、1574、1575の1、1575の2、1576から1589まで、1590の1、1590の2、1591から1600まで、1601の1、1601の2、1602から1619まで、1620の1から1620の3まで、1621、1622、1623の1、1623の2、1624、1625の1から1625の3まで、1626、1627の1、1627の2、1628の1、1628の2、1629から1636まで、1637の1から1637の3まで、1638から1640まで、1641の1、1641の2、1642から1645まで、1646の1、1646の2、1647、1648
三俣久保	1649の2、1649の3、1650、1662の2、1673、1674、1684の2、1685の2
油 久 保	1694から1696まで、1697の2、1698
平 石	1713の2

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の一部を含む。）の字を廃止する。

大 字	字	地 番
二 本 松	二 本 松	6 2 の 6、6 2 の 7
石 戸 新 田	石 戸	9 4 の 2、9 5 の 2、9 6 の 2、9 7 の 2
生 越	追 分	1 1 5 2 の 2
	苛 久 保	1 5 0 5 の 2、1 5 0 6 の 1 0、1 5 0 6 の 1 1
	東 中 川 原	1 5 2 4 の 2
	遠 原	1 5 5 7 の 1、1 5 5 8 の 1、1 5 5 9 の 3

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の一部を含む。）及び利根町多那字万騎もど 1 2 9 7 の 2 の地先の利根町生越字東追分の道路である市有地の一部並びに利根町多那字万騎もど 1 2 9 3 の地先の利根町生越字苛久保の道路である市有地の一部を利根町多那に変更し、字を廃止する。